

# 山口市高齢者向け優良賃貸住宅利子補給金交付要綱

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この要綱は、山口市高齢者向け優良賃貸住宅制度要綱（平成17年10月1日制定。以下「制度要綱」という。）第6条及び第17条の規定に基づき、住宅金融公庫（以下「公庫」という。）融資額の利子の補給金（以下「利子補給金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 高齢者向け優良賃貸住宅

制度要綱第3条第1号に掲げる賃貸住宅

二 民間建設型

高齢者向け優良賃貸住宅の整備を土地所有者等が行う供給方式

三 公社建設型

高齢者向け優良賃貸住宅の整備を地方住宅供給公社等が行う供給方式

四 公庫借入金

この要綱による利子補給金の交付の対象者と公庫との間の金銭消費貸借抵当権設定契約（以下「金消契約」という。）による借入金

五 毎月払い借入金

金消契約に定められた毎月払いの償還に係る借入金

六 償還日

金消契約に定められた毎月払いの借入金に係る償還日

七 金融機関

公庫業務受託金融機関

八 事業承認

賃貸住宅建設資金貸付業務取扱規定（昭和58年3月30日住公規定第6号。

以下「取扱規定」という。）第5条第1項に規定する事業承認

九 事業承認通知

取扱規定第 5 条第 2 項に規定する事業承認通知書

十 会計年度

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 208 条第 1 項に規定する会計年度  
（利子補給の対象者）

第 3 条 利子補給の対象者は、公庫から資金の貸付を受けて、高齢者向け優良賃貸住宅の整備を行う者とする。

2 市長は、山口県高齢者向け優良賃貸住宅制度要綱（平成 13 年 10 月 30 日制定。以下「県制度要綱という。」）第 31 条第 1 項の規定により知事から供給計画の認定の通知を受けたときは、認定事業者に対して、利子補給予定通知を行うものとする。

（利子補給金の交付の期間）

第 4 条 利子補給期間は、第 1 回償還日から起算して次の各号に定める期間を経過する日までの期間とする。

一 公社建設型にあつては、20 年間

二 民間建設型にあつては、5 年間

（利子補給の対象額）

第 5 条 利子補給の対象となる額は、毎月払い借入金のうち、高齢者向け優良賃貸住宅の建設費に係る公庫の基本融資額であつて、それぞれの償還日直前の償還日の償還後における残元金（第 1 回償還日にあつては公庫交付資金の全額）（以下「融資残高」という。）とする。

（利子補給金の交付時期及び交付回数）

第 6 条 利子補給金を交付する月は、償還日が 4 月 1 日から 9 月 30 日までの期間（以下「上半期」という。）に属する場合はその年の 11 月とし、10 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間（以下「下半期」という。）に属する場合は 5 月とする。

2 利子補給金の交付回数は、次の各号に定めるところによる。

一 公社建設型にあつては、40 回とする。ただし、第 1 回目の交付対象期間において償還月が 6 月に満たない場合は、41 回とする。

二 民間建設型にあつては、10 回とする。ただし、第 1 回目の交付対象期間において償還月が 6 月に満たない場合は、11 回とする。

（利子補給金の総額）

第 7 条 利子補給金の総額は、次の各号に定めるところによる。

- 一 公社建設型にあつては、第 1 回償還日から起算して 10 年間を経過する日までの期間（以下「当初 10 年間という。）のそれぞれの償還日ごとに第 2 項第 1 号の規定により算出する利子補給金の合計額（1,000 円未満は切り捨てる。以下「当初 10 年間の利子補給金の額」という。）と第 121 回償還日から起算して 10 年間を経過する日までの期間（以下「次の 10 年間」という。）のそれぞれの償還日ごとに第 2 項第 1 号の規定により算出する利子補給金の合計額（1,000 円未満は切り捨てる。以下「次の 10 年間の利子補給金の額」という。）を合計した額とする。
  - 二 民間建設型にあつては、第 1 回償還日から起算して 5 年間を経過する日までの期間（以下「当初 5 年間」という。）のそれぞれの償還日ごとに第 2 項第 2 号の規定により算出する利子補給金を合計した額（1,000 円未満は切り捨てる。）とする。
- 2 それぞれの償還日ごとに算出される利子補給金の額は、次の各号に定めるところによる。
- 一 公社建設型にあつては、当初 10 年間は、融資残高に対して年 2%の割合で算出する額の 12 分の 1 の額（円未満は切り捨てる。）とし、次の 10 年間は、融資残高に対して年 1%の割合で算出する額の 12 分の 1 の額（円未満は切り捨てる。）とする。
  - 二 民間建設型にあつては、当初 5 年間は、融資残高に対して年 2%の割合で算出する額の 12 分の 1 の額（円未満は切り捨てる。）とする。

（利子補給金の交付額）

第 8 条 利子補給金の各回に交付する額は、次の各号に定めるところによる。

- 一 公社建設型の当初 10 年間にあつては、前条第 1 項第 1 号の規定により算出した当初 10 年間の利子補給金の額を、次の 10 年間にあつては、前条の第 1 項第 1 号の規定により算出した次の 10 年間の利子補給金の額をそれぞれ 20 で除して得た額とする。ただし、当初 10 年間及び次の 10 年間におけるそれぞれの第 1 回目の交付対象期間において、償還月数が 6 月に満たない場合にあつては、当該額をそれぞれ 6 で除して得た額に当初の償還月数を乗じて得た額（100 円未満は切り捨てる。）とし、残高は第 11 回及び最終回においてそれぞれ交付するものとする。
- 二 民間建設型にあつては、前条第 1 項第 2 号の規定により算出した利子補給金

の総額を10で除して得た額とする。ただし、第1回目の交付対象期間において、償還月数が6月に満たない場合にあっては、当該額を6で除して得た額に当初の償還月数を乗じて得た額（100円未満は切り捨てる。）とし、残高は最終回において交付するものとする。

## 第2章 利子補給金等の交付の申請及び決定

（利子補給金の承認申請及び承認）

第9条 利子補給の対象者でその承認を受けようとする者は、利子補給承認申請書を、事業承認後1月以内に事業承認通知書の写しを添えて、公庫借入金の申込みをした金融機関を経由して市長に提出しなければならない。

2 金融機関は、前項の利子補給承認申請書を受理したときは、速やかに市長に送付しなければならない。

3 市長は、前項の利子補給承認申請書の送付を受けたときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、承認するものとする。

4 市長は、前項により利子補給の承認をしたときは、申請者及び金融機関に承認通知を行うものとする。

（利子補給の申請及び交付決定）

第10条 利子補給の承認を受けた者（以下「被承認者」という。）で、利子補給金の申請をしようとする者は、利子補給申請書を、金消契約の締結後1月以内に金消契約書の写しを添えて、公庫借入金の申し込みをした金融機関を経由して市長に提出しなければならない。

2 金融機関は、前項の利子補給申請書を受理したときは、速やかに市長に送付しなければならない。

3 市長は、前項の利子補給申請書の送付を受けたとき、その内容を審査し、適正と認めるときは、利子補給金の額を決定するものとする。ただし、被承認者が金消契約を締結した日の属する会計年度の末日までに第1項の規定による申請を行わないときは、当該年度の3月分までに係る利子補給金の額を減額した額で交付決定を行うものとする。

4 前項ただし書の規定により減額の対象となる交付対象期間の償還月数が6月に満たない場合の当該交付対象期間における利子補給金の額は、第8条の規定により算出した各回に交付する額を6で除して得た額に償還月数を乗じて得た額（100

円未満は切り捨てる。)とする。

- 5 市長は、第3項により、利子補給金の額を決定したときは、申請者及び金融機関に交付決定通知を行うものとする。

### 第3章 利子補給対象事業等の遂行等

(利子補給金の交付決定後の報告)

第11条 利子補給金の交付の決定を受けた者(以下「被交付決定者」という。)は、利子補給の期間内において、次の各号のいずれかに該当するときは、書面により速やかに市長に報告しなければならない。

- 一 公庫借入金の繰上償還を行ったとき。
- 二 公庫借入金の割賦償還を償還日の翌日から起算して1月以上償還しなかったとき。
- 三 被交付決定者の氏名又は住所の変更があったとき。
- 四 高齢者向け優良賃貸住宅の所有権を移転したとき。

(利子補給金の請求)

第12条 被交付決定者は、利子補給金の請求をしようとするときは、利子補給請求書を、公庫借入金の申込みをした金融機関を経由して市長に提出しなければならない。

- 2 前項の請求は、第8条の規定による額を、上半期については10月20日までに、下半期については4月20日までに行うものとする。

(利子補給金の交付)

第13条 市長は、前条の規定により適正な請求書を受理したときは、その内容を審査し、相当と認めたときは、当該請求に係る利子補給金を被交付決定者に交付するものとする。

(利子補給金の減額)

第14条 市長は、被交付決定者が公庫借入金の繰上償還を行ったときは、繰上償還を行った日(以下「繰上償還日」という。)の翌日以降に係る利子補給金の額から当該繰上償還に係る利子補給金を減額するものとする。

- 2 前項の繰上償還日の翌日以降に係る利子補給金の額は、第7条の規定により算出した利子補給金の総額から繰上償還日までの利子補給金の額を差し引いた額とする。

- 3 前項の繰上償還日の属する交付対象期間における当該繰上償還日までの利子補給金の額は、第8条の規定により算出した当該交付対象期間に係る交付額を6で除して得た額に当該交付対象期間内における当該繰上償還日の前日までの償還回数を乗じて得た額（100円未満は切り捨てる。）と同条の規定により算出した当該交付対象期間に係る交付額を6で除して得た額に当該繰上償還日直前の償還日の翌日から起算して当該繰上償還日までの日数を乗じて得た額を30で除して得た額（当該交付対象期間に係る交付額を6で除した額を限度とし、100円未満は切り捨てる。）を合計した額とする。
- 4 市長は、第1項の規定による減額をしたときは、その旨を被交付決定者及び金融機関に通知するものとする。

#### 第4章 利子補給金等の返還等

（利子補給金の交付決定の取消し）

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利子補給金の交付決定を取り消すものとする。

- 一 被交付決定者が提出書類に虚偽の事項を記載し、又は、添付書類の不正により受給資格を偽っていたことが判明したとき。
- 二 県制度要綱第24条の規定により計画の認定が取り消されたとき。

2 市長は、前項の取消しをしたときは、その旨を被交付決定者及び金融機関に通知するものとする。

（利子補給金の交付の打ち切り）

第16条 市長は、被交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、利子補給金の交付を打ち切ることができる。

- 一 第11条第3号に定める報告を、正当な理由なく、当該事実が発生した日の翌日から起算して1月以上怠ったとき。
- 二 公庫借入金の繰上償還を行い、当該額が繰上償還日の翌日以降に係る利子補給金の額を上回るとき。
- 三 高齢者向け優良賃貸住宅の所有権を移転したとき。ただし、公庫との債務を承継した者が、県制度要綱第27条の規定により、知事の承認を受けて、当該被交付決定者が有していた計画の認定に基づく地位を承継する場合を除く。
- 四 被交付決定者が死亡したとき。ただし、公庫との債務を承継した者が、県制

度要綱第 27 条の規定により、知事の承認を受けて、当該被交付決定者が有していた計画の認定に基づく地位を承継する場合を除く。

五 公庫借入金の割賦償還金を償還日に償還しなかったとき。ただし、当該割賦償還金が、当該償還日の属する月が上半期にあつては 10 月 20 日までに、下半期にあつては 4 月 20 日までに償還されたときは、この限りでない。

2 利子補給金の交付の打切り日は、次の各号に定めるところによる。

一 前項第 1 号にあつては、同項同号に規定する事実が発生した日の翌日から起算して 1 月を経過する日

二 前項第 2 号にあつては、公庫借入金の繰上償還を行った日の翌日

三 前項第 3 号にあつては、高齢者向け優良賃貸住宅の所有権を移転した日

四 前項第 4 号にあつては、被交付決定者が死亡した日

五 前項第 5 号にあつては、当該償還日の翌日

3 交付の打切りの対象となる利子補給金は、前項各号に定める打切り日の属する月分以降に係る利子補給金とする。ただし、前項第 5 号を除く各号にあつては、当該打切り日の属する月分の割賦償還金を償還日に償還したときは、当該打切り日の属する月の翌月分以降に係る利子補給金とし、繰上償還を行ったときは、繰上償還日の翌日以降に係る利子補給金とする。

4 前項ただし書の繰上償還日の属する交付対象期間内における当該繰上償還日までの利子補給金の額は、第 14 条第 3 項の規定に準じて算出した額とする。

5 市長は、利子補給金の打切りをしたときは、被交付決定者及び金融機関に通知するものとする。

(利子補給金の返還)

第 17 条 市長は、第 15 条第 1 項の規定による利子補給金の交付決定を取り消した場合、既に利子補給金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 市長は、前条第 1 項の規定による利子補給金の交付を打ち切った場合、同条第 3 項の交付の打切りの対象となる利子補給金のうち、既に当該利子補給金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第 18 条 市長は、前条の規定により補助金の返還を命じたときは、その命令に係る補助金の交付の日から返還の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を

返還した場合におけるその後の期間については、既返還額を控除した額)につき年 10.95%の割合で計算した加算金を被交付決定者に対して請求することができる。

- 2 市長は、補助金の返還を命じた場合、被交付決定者がこれを納付期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95%の割合で計算した延滞金を被交付決定者に対して請求することができる。
- 3 市長は、前 2 項の場合において、被交付決定者にやむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を請求しないこととすることができる。
- 4 被交付決定者は、第 1 項又は第 2 項の規定により、加算金又は延滞金の請求があったときは、指定された期日までにこれらを市に納付しなければならない。

## 第 5 章 雑則

(報告、調査及び指示)

第 19 条 市長は、利子補給金の交付に関し必要があると認めるときは、被交付決定者及び金融機関に対し報告を求め、又は、関係帳票等を調査し、指示することができる。

(書類の整備等)

第 20 条 整備費補助金の交付決定を受けた認定事業者は、補助対象事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しなければならない。

- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助対象事業の完了する日の属する会計年度の翌会計年度から 5 年間保管しなければならない。

(実施の細目)

第 21 条 この要綱に定めるもののほか、利子補給に関する必要な事項については別に定める。

## 附 則

- 1 この要綱は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行日前に行った山口市高齢者向け優良賃貸住宅利子補給金交付要綱、小郡町高齢者向け優良賃貸住宅利子補給金交付要綱及び阿知須町高齢者向け



優良賃貸住宅利子補給金交付要綱に基づく住宅は、この要綱の相当規定により行ったものとして、この要綱を適用する。